

## のうねの郷づくり推進協議会規約

(名称および事務所)

第1条 この会を『のうねの郷づくり推進協議会(愛称「We Love Noune 協議会」)』  
(以下「協議会」という)と称し、事務所をのうねの郷コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 協議会は、住民の、住民による、住民のためのまちづくりを推進するとともに、長畝地区内の様々な課題について、地区内の住民及び団体、事業所、行政機関等が連携協力しながら解決に向けて行動することにより、地区の連帯感や住民自治意識の高揚を図り、もって地域社会の発展、福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達するため次の各号に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。

- (1) 地区におけるまちづくり計画の策定及び推進に関すること
- (2) 地区のまちづくり活動の企画、立案、実施、評価等に関すること
- (3) 市のまちづくり施策に対する支援、協力、要望に関すること
- (4) 地区住民のまちづくりに関する意識の高揚、普及、啓発に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 協議会は次の各号の一に該当するものにより組織する。

- (1) 地区住民
- (2) この協議会の目的に賛同する地区内の団体、事業所等
- (3) その他協議会が必要と認めた者

(委員)

第5条 協議会に委員を置く。

- 2 委員は、地区内の区長、各種団体の代表者、公募者、その他会長が推薦する者とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、任期の回数制限は設けないものとする。
- 4 委員の中で欠員が生じた時には、補選することができる。補選された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 会長理事(以下「会長」という)   | 1名   |
| (2) 副会長理事(以下「副会長」という) | 6名以内 |
| (3) 理事                | 5名   |
| (4) 特別委員会 委員長         | 1名   |
| (5) 事務局長              | 1名   |
| (6) 会計                | 1名   |
| (7) 監事                | 3名   |

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、監事は委員の互選によりこれらを定め、総会で承認を受ける。  
ただし、副会長のうち1名は、長畝地区区長会会長をもって充てるものとする。

- 2 理事は、長畝地区区長会の副会長（ブロック長）をもって充てる。
- 3 のうねの郷編集長、事務局長、会計は委員の中から会長が委嘱する。

（役員職務）

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 3 理事は、担当業務の範囲内で協議会を代表する。
- 4 のうねの郷編集長は、広報誌「のうねの郷（愛称「Noune+」）」の編集事務を総括する。
- 5 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 6 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 7 監事は、協議会の経理を監査する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、理事を除き2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

（会議）

第10条 協議会の会議は、総会、理事会、委員会及び部会とする。

- 2 会議は、原則として公開とする。

（総会）

第11条 総会は、会長の招集により、年1回開催する。

- 2 総会は、地区内の区から選出された各2名の代議員及び第5条の委員で構成し、委任状を含めて構成員の過半数の出席者をもって成立する。
- 3 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 5 総会は、この規約に定めるもののほか次の事項について審議する。
  - （1）規約の変更に関する事
  - （2）事業計画及び事業実績に関する事
  - （3）収支予算及び収支決算に関する事
  - （4）その他協議会が第2条の目的を達成するための基本事項に関する事
- 6 議決事項は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。
- 7 総会で議決した事業計画及び事業実績、収支予算及び収支決算については、毎年広報紙その他の適切な方法により公表するものとする。

（理事会）

第12条 理事会は、第6条の役員及び第14条の部会の正・副部会長、その他会長が必要と認める者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は、次の事項を審議し、決定する。
  - （1）総会に付議すべき事項
  - （2）総会の決議事項の執行に関する事項
  - （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 理事会の構成員としての任期は、役員、部会員または委員にあってはその任期により、それ以外の者にあっては2年以内で会長が定めるところによる。

（委員会）

第13条 委員会は、第5条の委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、役員を選出、部会員の構成、その他協議会活動に必要な事項について審議し、決定する。

### 3 協議会活動の積極的な推進を図るため、委員会に部会を置く。

(部会)

第14条 委員会に置く部会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あんしん・ふくし部会
- (2) ふるさと部会
- (3) かんきょう部会
- (4) ふれあい部会
- (5) じょうほう部会

2 部会は、委員および担当副会長のほか部会が必要と認める者によって構成し、部会員の互選により部会長及び副部会長を選出する。

3 部会は、必要に応じて部会長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 部会の活動計画及び予算
- (2) 部会活動の実施に関する事項
- (3) その他、部会活動に必要な事項

4 あんしん・ふくし部会については、坂井市社会福祉協議会との連携を行うことから、別に附則を設ける。

5 部会員の任期は2年とする。ただし、任期の回数制限は設けないものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、会費、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費は、総会で議決された予算の範囲内において、理事会の承認により変更及び科目を越えて流用することができる。

3 緊急やむを得ない理由により予算を増額補正しようとする場合には、理事会の承認を得るとともに、速やかに委員会に報告しなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(顧問及び相談役)

第16条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は会長の諮問に応じ、第2条の目的の達成に寄与するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 協議会の運営及び事業の執行に関し、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い目的以外に利用しないものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、役員の選任、予算の執行等必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

(附則)

1 この規約は平成19年7月17日から施行する。

2 本協議会設立当初の役員、委員、理事会構成員、部会員の任期は、それぞれ本規約第5条第3項、第9条、第12条第3項、第14条第4項の規定にかかわらず、平成21年4月30日までとする。

(附則)

1 この規約は平成20年4月18日から施行する。

(附則)

1 この規約は平成22年4月24日から施行する。

(附則)

1 この規約は平成23年4月16日から施行する。

(附則)

1 この規約は平成26年4月27日から施行する。

2 規約第14条4項の附則は次のとおりとする。

#### 第14条第4項附則

(地域福祉・防災力向上のための附則)

第1条 あんしん・ふくし部会は、長畝地区の防災力並びに福祉の向上を目的とする事業に関する調査及び研究、企画と実施の推進、連絡、調整、その他、目的を達成するために必要な事業等を行い、地域防災力の向上と福祉の増進を図る。

第2条 坂井市社会福祉協議会との連携を図る地域見守り活動の一つとして、地域福祉に関係する者を構成員とした福祉ネットワーク会議を開催するものとする。

第3条 福祉ネットワーク会議の構成員は次のものとする。

- 1) 区長
- 2) 民生委員・児童委員
- 3) 福祉委員
- 4) 各種協力団体
- 5) その他(部会員等)

第4条 福祉ネットワーク会議は、次の事項について協議を行う。

- 1) 地域見守り活動に関する事業実施
- 2) その他関係事業の実施

第5条 第4条の事業に関しては、坂井市社会福祉協議会からの助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(附則)

1 この規約は平成27年4月1日から施行する。

(附則)

1 この規約は平成28年4月1日から施行する。